

2-3-5 監視「安」

次のような対策により監視性を確保する。

- ・危険時間帯（例えば休憩時間中の廊下など）の監視、特に事件が発生しそうな場所に監視職員を配置する計画。
- ・校舎内のどこでも大人が見られるようにする。この意味で、両親の学校参観を奨励。
- ・解散時間や昼食時間をずらす。
- ・学校の周辺部——植栽区域、駐車場、バス停を含む——を監視する。
- ・通学路の安全確保のために地域警察と調整する。

最も共通的な暴力予防措置は案外と経費がかからない。1998年のある研究によると、学区管理者から報告のあった最も共通の直接予防計画は、玄関に教員を配置し、問題生徒をオールタナティブ・スクール（Alternative School）内にグループ化し、訪問者に登録を求めることがあるという。

2-4 規則・規律

2-4-1 ゼロ・トレランス方針

米国では教育再生のために各学校が「ゼロ・トレランス」方針を定め、生徒に対して厳しい指導を行った結果一定の成果を上げてきた。わが国では「教育的配慮」が重視され、それが功を奏してきた面もあるが、一方でそれが学校の秩序や規律を失わせた原因と指摘する識者もあり、ゼロ・トレランスの導入を検討することが望ましい。教育的配慮の対象にあるのは警察の介入ではなく、学校側にもまだやることがあり、それを方針として生徒、保護者、教職員等学校関係者に表明し、実行することが必要である。

わが国でも、鹿児島県立牧園高校が今年1月から、生徒が校則違反を犯すたびに10段階のペナルティーを課し、最終段階で退学とする「ゼロ・トレランス」方式を導入するという報道があり、その運用のあり方や学校の説明責任などを含めて行方が注目されている。

2-4-2 訪問者の登録

池田小学校の事件を契機に「学校開放」の流れを見直そうという動きが各地で見られる。しかし、欧米の対策を見ると安全対策の徹底と開かれた学校を両立させようと言う努力が見られる。これは学校の安全確保には地域の協力が不可欠であるという基本認識によるものと考えられる。集団で学校施設を利用する場合だけを管理するやり方と異なり、生徒、教職員以外の出入りを基本的にすべて監視する基本方針をもっているように思われる。表現の違いはあるが、次のような来客に対するVisitor Policyを徹底しており、わが国でも容易に学校開放を中止するのではなく、逆に地域に学校開放を一層すすめ、学校安全の確保にも参加してもらう施策を推進することが望まれる。

1998年のある研究によると、学区管理者から報告のあった最も共通の直接予防計画は、玄

関に教員を配置し、問題生徒をオールタナティブ・スクール（Alternative School）内にグループ化し、訪問者に登録を求めることがあるという。「加」

米国ニュージャージー州デアフィールド・タウンシップ小学校の訪問客方針

『わたしたちはすべての保護者と当学校へのお客様を歓迎します。

学校にいるすべての人に安全な環境を提供するために、事務室に訪問の旨をご報告いただき、教室に行く前に来客用名札を身につけるようお願い申し上げます。来客用名札は事務室に置いてあります。これは自分の子供を教室に連れて行くときも同じです。

当学校の生徒の安全で規則正しい環境を保証するためにご協力をお願いいたします。』

2-4-3 服装規定 (Dress Codes) 「加」

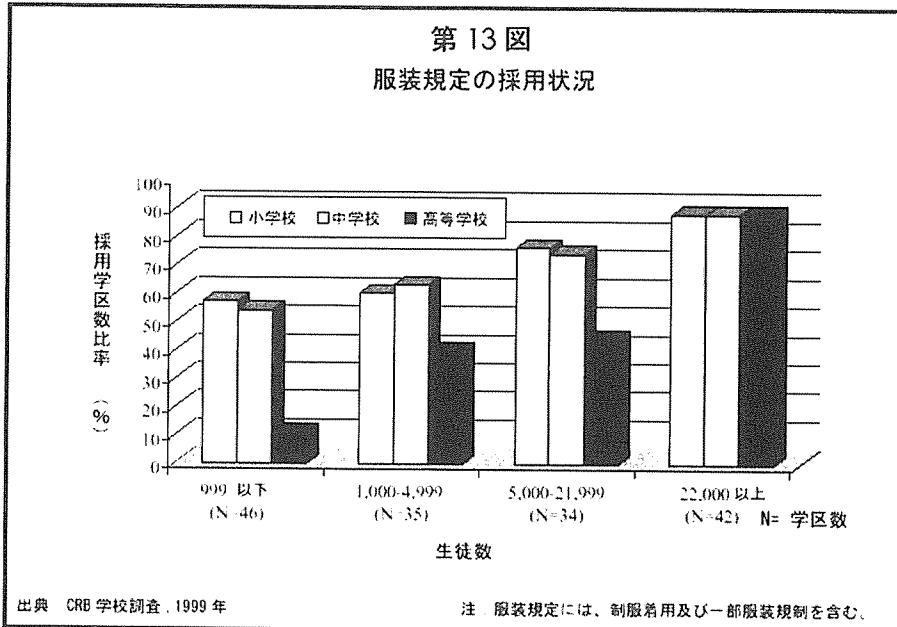
非行集団の服装は、長い間心配の種であった。1993年になり、教育委員会 (School Boards) に適切な服装規定を採用する権限を与える法律 (*Education Code, Section 35183*) が制定された。その後、非行集団の着衣に関する学校の服装規定は第 1 修正条項の下に裁判所で争われたが、学区側が勝訴した。

カリフォルニア州学区協会は服装規定を学校が制定するように、その第一歩として「妥当な服装規定」による規制を勧告している。この勧告は、制定過程の最初の段階で両親の支持を得ること、宗教的表現を保護すること、任意の服装規定または選択除外 (Opt Out) 項目を有する強制服装規定のどれかが選択できること、貧困生徒に補助を与えること、制服を安全計画全体の一部として取り扱うことなどに重点を置いている。

ロングビーチ学区では服装規定の導入後、1993年から1995年の間に、中学校での犯罪率は36%減少したという。

カリフォルニア州調査局 (CRB) の調査によると、カリフォルニア州のほとんどの大型学区では、服装規定、それも特に非行集団カラーを禁止する服装規定が採用されている。小型学区では服装規定を採用している高等学校はごく稀である。（第 13 図）

第13図
服装規定の採用状況



2-4-4 集会の禁止「安」

規則違反、脅しや攻撃的行動が起こりやすい場所では生徒の集会を禁止している。

2-4-5 責任ある行動を支援する全校方針「安」

暴力を誘発する不適切な行動は、無秩序で規律の行き届かない学校環境の中ではより発生しやすい。停学、退学、矯正施設への付託などの件数を減らす——これらの処置は学校安全には繋がらない——ためには、規律遵守をより積極的に推進することであると考えている学校が増加してきている。

実績のある学校では、社会的に適切な行動（Socially Appropriate Behavior）に対する高い期待を示しその支援キャンペーンを全校的に展開している。学校は積極的な行動を呼びかけ、攻撃的行動の禁止を強調する。全ての学校職員、両親、生徒、及びコミュニティメンバーは問題行動、その対抗策、並びに積極的行動の強化と積極的行動に対する報償に関する情報連絡を受ける。また学校コミュニティ全体として責任ある行動を約束する。

実績のある安全な学校では、明確で包括的、かつ公平な全校的規則を作成し、これを継続的に強化している。規則及び規律手順は全校コミュニティからの代表者の協働作業によって作成される。これら規則・規律は明確に各関係メンバーに通知される。最も重要なことは、これら規則・規律を全員が常に遵守していることである。

全学的な手順を決めている学校コミュニティでは次の点を考慮している。

- ・行動基準を含む全校的な規律方針を定める。これには学校としての対いやがらせ方針（Anti-harassment Policy）、対暴力方針及び適法手続権利（Due Process Rights）についても記述される。
- ・コミュニティの文化価値及び教育目標が規則に反映されるよう留意する。これらの文化

価値は全校的規律方針の全文に記述されること。

・公平な規則の作成、討議及び実施に当たっては、学校職員、生徒及び家族が参画すること。これら諸規則の実施に当たっては全校的および全級的な支援を得ること。生徒支援のための戦略には、学級討論、全校集会、自治会（Student Government）が含まれている。更に、非暴力の雰囲気促進のため、仲間による和解（Peer Mediation）および衝突の解決（Conflict Resolution）手順が実行されている。

・違反と賞罰（Consequence）が比例するように留意する。また規則は文書化し、非差別的で文化的差異に配慮したものとする。

・もし罰則（Negative Consequence）——例えば退学——が適用された場合、その処置とともに、社会的に適切な行動の教育、あるいは不適切な行動の原因となった外部要因への対応など、必ず積極面の戦略を併せて適用するよう留意すること。

・武器・アルコール及び薬物の違法所持に対しては断固とした処置をとることを明記する。停学または退学処置を受けた生徒に対して、各種の支援活動を提供する。

注意信号の認識と総合的な指導・介入対応策を実行することで、子供たちから問題行動を除去し、積極的行動に置き換えることができる。学校コミュニティが情報を積極的に共有し、迅速で効果的な対応を行うことによって学校はより安全になり、子供たちの問題行動は減少し、より一層の学習が可能となる。

2-5 緊急時対策

2-5-1 危機対応の基本原則「安」

調査研究によって、暴力を減らすという挑戦に直面できることが分かっている。

そのためには：

- ・青少年の問題行動を予防し指導・介入するという学校の方針があること。
- ・全校的な暴力予防・対応計画があり、その計画の作成と実施に学校コミュニティの全員が参画すること。
- ・暴力的行動の可能性を示す初期の注意信号を認識できるように訓練を実施すること。
- ・学校職員、両親、及び生徒たちが、初期の注意信号を示した子供たちが抱える問題を共有するように奨励する手順がある。
- ・問題青少年の危険性に迅速に対応するための手順がある。
- ・問題青少年に対する適切な支援体制があること。

子供たちを配慮する人は誰しも暴力の終焉を望んでいる。善意の学校コミュニティはこの種の問題には発言しないことが特性であったが、今こそその沈黙を破るべき時である。暴力を予防するための計画を作成し強化するにあたって利用できる調査研究情報は入手可能である。

学校の安全は関係者全員の仕事である。教師、管理者、両親、コミュニティメンバー、そして生徒を含む全員が、問題信号を発している子供たちに支援を確保し提供するという挑

戦に立ち向かうべきである。各種の指導・介入と同様、危機指導・介入計画も安全と生徒に対する配慮という基盤にたって作成される。

危機管理計画には下記項目を含む。

- ・教師及び職員に一連の訓練——興奮してきた教室の状況から危機にいたるまでの対応——を実施する。
- ・学区または州の危機対応手順の照会。現在では推薦する危機時の指導・介入マニュアルを準備しており、学校または教育機関の照会に応じて提供する。
- ・警察、消防局、救急隊、並びに病院、保険局、社会福祉局、精神衛生局などコミュニティ各部局との関連を深める。その他に信仰団体、少年審判所、関連家庭支援団体も連携を深めている例がある。
- ・中核チームは定期的に集会を開いて、問題または暴力の可能性のある生徒、また危険の可能性のある状況を認識しておく。

2-5-2 危機の発生中に行う安全確保のための指導「安」

学校内またはその周辺での武器の使用、爆発物による脅威、喧嘩、並びに自然災害、事故及び自殺に対しては、直ちに熟慮された計画的行動を実行するとともに、危機後の長期指導・介入を必要とする。このような付随状況に対する計画は事件後の混乱と精神後遺症を減少する。従って暴力予防・対応計画の中の危機対応の部分には付随状況に対する準備項目を含める必要がある。

全ての準備項目や手順は中核チームによって定期的に査察され見直される必要がある。その項目は次の通り。

- ・危害から生徒及び学校職員を救出する手順など。学校は危機発生時に避難する場所を指定しておくことが重要である。それとともに、生徒及び学校職員を秩序よく学校施設から救出する手順を定めておくことも重要である。
- ・効果的で間違う恐れのない情報伝達システム。各人は混乱を避けるためにそれぞれに役割を与えられる。
- ・法執行官その他関係コミュニティ部局など外部支援を直ちに確保するための手順。

学校職員が防火演習の手順を理解し日常的に練習すると同様に、学校職員は火器その他の武器の存在、深刻な暴力の脅威、人質事件、その他テロ行為を想定した対応演習を行うべきである。学校コミュニティは学校職員と生徒に次の方で演習の機会を提供する。

- ・危機に際しての計画と実施事項を教師と職員に正確に説明した上で、授業時間中に演習する。必要な場合には、警察、若い勤労者その他コミュニティのメンバーを参加させる。
- ・マニュアル、パンフレット、あるいはチャートを作り、教師・職員に彼らの責任分担を徹底する。
- ・切迫した暴力の注意信号への対応を演習する。校内の全ての大人が暴力を防ぐには何ができるのか（よく観察する、いつ助けを求めるか、問題の解決法、怒りの抑えかた、衝突解決法など）、どうすれば安全に助け合うことができるのかについて理解しておかなければ